

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成24年11月9日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市中京区夷町・松屋町地区建築協定

2 申請者の氏名

川端 一司

3 建築協定区域

京都市中京区夷川通東洞院東入山中町545番地、同区間之町通二条上る夷町560番地5から560番地7まで、562番地、563番地、564番地1、564番地2、565番地、566番地、567番地、567番地1、570番地、571番地、573番地1、573番地2、575番地、577番地1、577番地2、578番地、579番地1、579番地2、580番地、581番地、581番地1、582番地、583番地1、583番地2、584番地1、584番地2、586番地・587番地合併1及び586番地・587番地合併2並びに同区二条通高倉西入松屋町46番地、47番地、49番地、49番地1及び49番地2

4 建築協定区域隣接地

京都市中京区夷川通東洞院東入山中町538番地、540番地、541番地及び543番地、同区間之町通二条上る夷町557番地1、558番地1、559番地1、560番地1から560番地4まで、560番地8から560番地11まで、572番地、573番地・574番地・574番地1合併1、579番地3及び586番地・587番地合併並びに同区二条通高倉西入松屋町44番地、51番地、53番地1、53番地2、54番地及び56番地

5 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

6 協定の期間

5年間

7 認可年月日及び番号

平成 24 年 11 月 9 日付け第 13 - 003 号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし, 正午から午後 1 時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)